

八潮市生産緑地地区追加指定基準細則

平成31年3月15日市長決裁

この細則は、八潮市生産緑地地区追加指定基準（以下「基準」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

1 基準2の「一団のものの区域」とは、物理的に一体的な地形的まとまりを有している農地であり、道路、水路等が介在している場合はその幅員が6m以下で、かつ、これらの道路、水路等及び農地が物理的に一体を有していると認められる区域をいう。

ただし、物理的な一体性を有していない場合であっても、同一街区内の複数の農地であり、一体として緑地機能を果たすことにより、良好な市街地環境の形成に資するものと認められる区域も含む。

なお、一団の農地を構成する個々の農地の面積は、原則として100㎡以上とするが、本市の地区計画において、宅地の敷地規模が定められている地区は、その規定によるものとする。

2 基準2の（2）の「300㎡以上の規模」については、複数の所有者で構成する農地でもよいものとし、面積等の取扱いについては次の事項に留意するものとする。

（1）農地の規模の算定にあたっては、原則として、土地登記簿に記載されている面積によるものとする。ただし、あらかじめ農地の実測地積を明らかにできる場合においては、当該地積を農地の規模とすることができる。

（2）土地区画整理事業地内の農地は、面積の取扱いについて施行者と協議の上決定するものとする。

3 基準2の（5）の「利害関係人」とは、所有権、対抗要件を備えた地上権若しくは、賃借件又は登記した永小作権、先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関する仮登記、これらの権利に関する差押えの登記又はその農地に関する買戻し特約の登記名義人をいう。

- 4 基準2の(6)及び基準3の(4)の「道路等」とは、公道又は、日常的に使用することについて承諾(同意)を必要としない幅員2m以上の、道路形態をなす通路のことで、水路に蓋を架け一般の通行が可能となっているものも含む。
- 5 基準2の(7)の「土地の境界が明確」とは、道路・水路等の地形地物若しくは杭等により境界が明らかなものをいう。
- 6 基準3の(3)の「原則として、土地登記簿の地目が農地でないもの。」とは、生産緑地地区指定希望申出書の提出時において、登記地目が「田」、「畑」以外のものをいう。
- ただし、登記地目が農地以外であっても、都市計画決定の手続きに着手するまでに、地目変更の手続きが完了する見込みのあるものはこの限りではない。
- 7 基準4の「市が定めた期間」とは、追加指定の受付を広報やホームページにより掲示した期間をいう。

附則(平成31年3月15日市長決裁)

- (1) この細則は、平成31年4月1日から施行する。
- (2) この細則の施行の際、現に指定を受けている農地については、この細則は、適用しない。